

栃木県労働基準協会連合会

令和7年1月1日

第75号

発行

(一社)栃木県労働基準協会連合会

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp

http://www.tochikiren.or.jp

発行人

専務理事 堀澤俊孝

印刷 鈴木印刷株式会社



新年のご挨拶 一般社団法人 栃木県労働基準協会連合会 会長 松下 正直

新年明けましておめでとうございます。

県内8地区労働基準協会ならびに会員事業場の皆様には、心新たに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、旧年中は、当連合会の事業運営に深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、元旦に能登半島地震が発生し、不安なスタートとなりましたが、7月には100年ぶりにフランスのパリでオリンピック・パラリンピックが開催され、本県からも多くのアスリートが参加し、女子柔道と水泳の2種目で2人のメダリストが誕生するなど、大いに栃木県民の氣勢を上げてくれました。

特に男子400メートル個人メドレーに出場した松下知之選手は、苦戦する日本の水泳陣の中にあつて、唯一となる銀メダルを獲得し、「水泳日本」の面目を果たす活躍をしてくれたことは強く記憶に残りました。

そのように大勢の観客の下で盛大に開催されたパリ大会を見るにつけ、コロナ禍の中無観客で開催された3年前の東京大会を思い起こし、少々複雑な気持ちにもなりましたが、漸くコロナ禍以前の姿をとり戻した世界を多くの人々が実感できたことは大いに意義があったのではないかと思います。

さて、国内および県内の社会・経済活動は、従来の姿を取り戻し、人・物・金の流れも活発化しているものと見受けられます。

一方、ロシアによるウクライナ侵攻は間もなく3年となる中、国内では資源・エネルギー価格の高騰に加え円安の進行も相まって、依然として物価の高騰が続いており、国内経済はなお不透明感があります。

このように、昨年の日本経済を取り巻く状況は、少子高齢化による構造的な労働力不足も併せ、引き続き難しい状況ではありましたが、県内企業各社は様々な経営課題の解決や、従業員の就労環境の整備に真摯に取り組みながら、経営を続けてこられました。

当連合会でも、関係各位のご努力により労働災害撲滅を目指して栃木地方産業安全衛生大会を例年通り関係者約350名にご参加いただき、盛大に開催することができました。

主要業務である技能講習等の講習事業につきましても、化学物質関係法令改正に伴う新設3講習等を含め安全衛生教育の重要性の周知広報に努めました結果、法改正需要により受講者が大幅に増加した前年度とほぼ同水準を今年度も維持するなど、概ね順調に推移しているところです。

また、働き方改革関係の周知啓発活動に関しましては、昨年に引き続き、過重労働防止・働き方改革関連法の周知徹底、とりわけ2024年問題に象徴される時間外上限規制適用が開始された建設業や自動車運転者、医師に対する対応手法・相談窓口の周知、さらには時間額が初めて1,000円の大台を超えた栃木県最低賃金の改定や賃金制度改善、さらには有給休暇の取得促進などを重点的に取り組んで参りました。

労働災害防止関係では、第14次労働災害防止計画が2年目を迎える中、その周知と併せて栃木労働局独自の取り組みである「Aない声かけ運動!プラス」や「ころば Nice とちぎ・転倒予防体操」の普及促進を呼びかけ、

さらに 11 月には、県内の死亡労働災害の急増を受けて栃木労働局長から緊急要請が発出されたことに伴い、その周知徹底を図ったところです。

当連合会では、これらの事業を着実に実施し、会員事業場が適切な労務管理を行えますよう、本年も引き続き地区協会活動を支援して参りますので、地区協会役員および会員の皆様には引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本年の干支は巳ですが、巳年は古来より「復活と再生」、「結実」の年と言われ、新しい挑戦や変化に対して前向きな姿勢を示し、金運・財運の御利益がある縁起の良い年になると言われております。この格言どおり、県内産業界がそれぞれの事業に果敢に挑戦し、結実の年となり、各地区労働基準協会ならびに会員事業場の皆様におかれましてもより良い御利益を得られる年となりますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。



新年のご挨拶

厚生労働省栃木労働局長 川口 秀人

2025 年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

一般社団法人栃木県労働基準協会連合会及び会員事業場の皆様におかれましては、心新たに輝かしい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、旧年中、栃木労働局の業務の推進に格別の御理解と御協力をいただいたことに、感謝を申し上げます。

昨年一年間を振り返りますと、「時間外労働の上限規制」の適用が猶予されていた建設業・自動車運転者・医師等について、4 月から時間外労働の上限規制が適用されました。恒常的な長時間残業が多い当該業種の労働環境の改善を図る一方、労働時間が減少することで、人手不足が深刻化するといった、いわゆる「2024 年問題」が注目を集めた一年間でした。

栃木労働局が 2023 年度に実施した長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導において、対象事業場の 45.1%で違法な時間外休日労働が行われているなど、長時間労働の実態が認められました。長時間労働は、脳・心疾患やうつ病等の精神障害の発生をもたらす可能性があります。長時間労働を解消し、仕事と生活の調和のとれた働き方を推進してまいります。

昨年は「賃上げ」が政府全体の最重要課題となり、最低賃金額にも高い関心が寄せられました。栃木県最低賃金は、10 月 1 日から過去最大の 50 円引上げ、時間給 1,004 円に改定しました。最低賃金の履行確保を図るなど労働関係法令の遵守とともに、同一労働同一賃金の遵守や事業場内における継続的な賃上げ等、労働者の処遇改善を図ってまいります。

昨年は県内で多くの労働災害が発生しました。昨年の労働災害（速報値）発生件数（11 月末現在）は、休業 4 日以上死傷者数は 1,849 人と前年同期より 31 人（1.6%）減、死亡者数も 17 人と前年同期と同数になっています。

特に、9 月以降の 3 か月間だけで 10 人の死亡者数を確認しています。

栃木労働局では、昨年 12 月 1 日から「年末年始無災害運動」を開始し、「死亡労働災害防止に向けた緊急要請」を行ったところです。今後も、第 14 次労働災害防止計画に基づき 2023 年から 2027 年の 5 年間で「労働災害による死亡者数を 5%以上減少」、「休業 4 日以上死傷者数の増加傾向に歯止めをかけ 2027 年まで減少させる」とする目標達成に向け、労働災害の防止に取り組んでまいります。

昨年は本県が「男女賃金格差全国ワースト」として、注目を集めた年でもありました。男女の賃金格差が生じ

る要因に、女性がアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み・先入観）などを背景として、出産・育児等を機に退職する割合が高く、結果として、勤続年数に男女間で差が生じていること等が挙げられます。男女間の差を縮めるためには、働きたい女性が働き続けることができるよう、また、女性にばかり育児の負担が偏ることのないよう、男性の育児休業取得促進や、仕事と育児との両立支援の取組を進めてまいります。

昨年 11 月には、フリーランス法が施行されました。フリーランスについては、契約の形式がフリーランス（業務委託）であっても、実態上は労働基準法上の「労働者」に該当する場合があります。各労働基準監督署では、フリーランスにかかる相談窓口を設けています。皆様にも周知をお願いいたします。

2025 年を迎えるに当たり、栃木労働局では深刻な人手不足に対応するため、労働生産性の向上に取り組んでいくとともに、誰もが活躍できる社会の実現に向けて、女性、高齢者、外国人等の多様な人材が活躍できる職場づくりや賃金水準をはじめ、労働環境、労働条件の整備・改善を進め、働きやすい職場づくりの実現に向けた取組に力を入れてまいります。

会員各社の皆様におかれましても、働き方改革の着実な実施はもとより、基本的な労務管理・安全管理の徹底、リスクアセスメントの実施、全員参加による労働災害防止への取組などにより、労働者が安全・安心で健康に働くことができる職場環境づくりの推進につきまして、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、貴会の益々の御発展と、関係者の皆様の御健勝、無事故・無災害を御祈念申し上げまして、年頭の御挨拶といたします。

栃木労働局からのお知らせ①（健康安全課）

「年末年始無災害運動」実施要綱



(栃木労働局HP)

(令和 6 年 12 月 1 日～令和 7 年 1 月 31 日)



栃木労働局

1 趣旨

栃木県内の労働災害（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）による休業 4 日以上 の死傷者数は、本年 10 月末現在で 1,648 人と前年同期よりも 35 人・2.1%減少している。しかしながら、11 月 27 日時点において労働災害により 16 人の尊い生命が失われており、特に、本年 9 月以降は立て続けに 9 人の尊い生命が失われ、大変憂慮すべき状況にある。

本年の死亡災害は、高所からの墜落、コンベヤーによる挟まれ等、依然として在来型の災害が顕著であるなど、基本的な安全対策の欠如によるものが多数を占めている。一方、休業災害では、転倒や腰痛等、労働者の作業行動に起因する「行動災害」が全体の 4 割を占める状況にあり、特に、転倒は増加に歯止めがかからない状況であることから、本年度はより一層の取組を行う必要がある。

これから、年末年始のあわただしい期間に作業を進めていく中で、慣れない機械設備の保守点検・再稼働等の非定常作業が増えるほか、物流等の増加に伴う交通事故や荷役作業時の事故、積雪や凍結による転倒等の危険が増すため、各事業場においては、非定常作業を含めた基本的な安全確認の徹底、作業開始前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施及び着用の徹底、長時間労働の防止を含めた労働者の健康状態の確認等に全員で取り組むことが一層重要となる。

これら状況を踏まえ、栃木労働局及び管下労働基準監督署が主唱し、年末年始における労働災害の防止と りわけ死亡災害の撲滅を目的とした「年末年始無災害運動」を各労働災害防止団体等とともに実施する。

2 当局実施期間

令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日まで

3 運動スローガン

『今年もやります！ 基本作業の徹底 年末年始も無災害』

(中央労働災害防止協会 令和 6 年度 年末年始無災害運動標語)

4 災害防止の重点事項

- (1) 死亡労働災害及び身体に障害が生ずる重篤な災害の撲滅
- (2) 「転倒」及び腰痛等の「動作の反動、無理な動作」による行動災害の防止
- (3) 高所作業における「墜落、転落」による災害の防止
- (4) 機械設備による「はさまれ・巻き込まれ」による災害の防止

5 栃木労働局の実施事項

- (1) 栃木労働局「死亡労働災害防止に向けた緊急要請」、「『ころば Nice（ないっす）とちぎ』転倒予防体操」、「Aない声かけ運動！R6」及び「STOP!“建設3大災害”」の展開
- (2) 災害防止団体等に対する啓発、広報の実施
- (3) 重点事項に係る指導啓発用チラシの作成・配布、広報の実施
- (4) 各種会合等における周知徹底
- (5) 栃木労働局ホームページによる周知

6 各労働基準監督署の実施事項

- (1) 管内の実情に合った無災害運動の展開
- (2) 栃木労働局「死亡労働災害防止に向けた緊急要請」、「『ころば Nice（ないっす）とちぎ』転倒予防体操」、「Aない声かけ運動！R6」及び「STOP!“建設3大災害”」の展開
- (3) 建設業に対する監督指導等の実施
- (4) 各種会報・機関紙等への掲載依頼
- (5) 各種会合・説明会等における本運動の趣旨の徹底
- (6) その他各署独自の推進運動

7 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる「安全衛生方針」の決意表明
- (2) 栃木労働局「死亡労働災害防止に向けた緊急要請」、「『ころば Nice（ないっす）とちぎ』転倒予防体操」、「Aない声かけ運動！R6」及び「STOP!“建設3大災害”」の展開
- (3) 安全衛生パトロールの実施
- (4) 機械設備に係る一斉検査及び作業開始前点検の実施
- (5) 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- (6) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (7) KY（危険予知）活動を活用した非常作業における労働災害防止対策の徹底
- (8) 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- (9) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (10) 「転倒」、「墜落、転落」及び「はさまれ・巻き込まれ」による災害防止や腰痛予防対策の徹底
- (11) 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- (12) 交通労働災害防止対策の推進
- (13) 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- (14) 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- (15) 高齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導などの実施
- (16) 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- (17) 安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (18) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

【参考資料等】※ ホームページに掲載しております。

- ・ 栃木労働局「死亡労働災害防止の緊急要請」
- ・ 『ころば Nice（ないっす）とちぎ』転倒予防体操
- ・ Aない声かけ運動！R6
- ・ STOP!“建設3大災害”
- ・ STOP！転倒プロジェクト in 栃木
- ・ エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

長時間労働が疑われる事業場に対する 督指導結果を発表しました。（令和5年度）

上記の監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月あたり80時間を超えると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。対象事業場の内容は以下のとおりです。

令和5年度 監督実施件数399件のうち、323事業場で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。

(1) 主な違反内容

| 法違反なし 76(19%) | 労働基準法関係法令の違反事業場 323(81%) | | | | 主な違反 賃金不払残業39(10%) 健康障害防止措置90(23%) |
|------------------|--------------------------|---------------|----------------|-----------------|--|
| | 労働時間違反事業場数 180(45%) | | | その他の違反 143(36%) | |
| | 80時間以下 | 80超え 100以下 | 100超え 150以下 | 150 以上 | |
| | 65(16%) | 40(10%) | 51(13%) | 24 (6%) | |

(2) 主な健康障害防止に関する指導状況

- ① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：259事業場(65%)
- ② 労働時間の把握が不十分なため指導したもの：56事業場(14%)

長時間労働による労働者の健康障害を予防するために

1. 時間外労働・休日労働時間の上限規制に適合した36協定を作成し、その内容を遵守しましょう
2. 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」により労働時間を適正に把握しましょう
3. 長時間労働者への医師による面接指導制度等を適切に運用しましょう

栃木県の最低賃金

必ずチェック！最低賃金！

働く人と雇う人のためのルールです！

※最低賃金は作業場に掲示する等の方法で周知が必要です。



最低賃金
特設ページ

◎労働基準局
広報キャラクター
「たしかめたん」

地域別最低賃金

効力発生日：令和6年10月1日

| | | |
|---------|------------------------|---|
| 栃木県最低賃金 | 時間額(円) 1,004 | 特定最低賃金が適用されないすべての労働者に適用されます。 (一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。) |
|---------|------------------------|---|

特定最低賃金

効力発生日：令和6年12月31日

| 最低賃金の件名 | 最低賃金 時間額(円) | 適用産業 (日本標準産業分類(令和6年4月1日施行) による) | 適用除外労働者 (18歳未満又は65歳以上の労働者は 栃木県最低賃金が適用されます。) |
|---|--|---|--|
| 塗料製造業 | 1,109 | E1644 塗料製造業 | (1) 雇入れ後3月未満の者であって、 技能習得中のもの (2) 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 に主として従事する者 |
| はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具 製造業 | 1,055 | E25 はん用機械器具製造業 E26 生産用機械器具製造業(建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(縫製機械製造業を除く。))を除く。 E271 事務用機械器具製造業 E272 サービス用・娯楽用機械器具製造業 | (1) 雇入れ後6月未満の者であって、 技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務(これらの業務のうち 流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として 従事する者 イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは 小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない 穴あけ、かしめ、曲げ又は電線の切り・被覆 のはく離・組線・結束・組付けの業務 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業 | 1,056 | E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 E29 電気機械器具製造業(電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業を除く。) E30 情報通信機械器具製造業 | (1) 雇入れ後6月未満の者であって、 技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務(これらの業務のうち 流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として 従事する者 イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは 小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない 簡易な組立て、穴あけ、かしめ、曲げ、 バリ取り又は電線の切り・被覆のはく離・ 組線・巻線・結束の業務 (注1)「自動車・同附属品製造業」において は、手作業により又は手工具若しくは 小型手持動力機を用いて行う熟練を要しない 穴あけ、かしめ又は電線の切り・被覆のはく 離・組線・巻線・結束・組付けの業務 ハ 目視による部品の(選別又は)検査の 業務 ニ 手作業による小物部品の包装、袋詰め、 箱詰め(又は運搬)の業務 (注2)「(選別又は)及び」(又は運搬)」に ついては、「自動車・同附属品製造業」 において除く。 |
| 自動車・同附属品製造業 | 1,064 | E311 自動車・同附属品製造業 | |
| 計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具 製造業、医療用機械器具・ 医療用品製造業、光学機械器具・ レンズ製造業、医療用計測器製造業、 時計・同部分品製造業 | 1,056 | E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。) E274 医療用機械器具・医療用品製造業 E275 光学機械器具・レンズ製造業 E2973 医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。) E323 時計・同部分品製造業 | |
| 各種商品小売業 | 令和6年の改正はありません。 (注)「各種商品小売業」最低賃金は、令和6年10月1日以降、 栃木県最低賃金(時間額1,004円)が適用されています。 | | |

* それぞれの産業において、①管理、補助的経済活動を行う事業所 又は ②純粋持株会社(L7282)も特定最低賃金が適用されます。

**改正育児・介護休業法に対応する就業規則変更の準備はお済みですか。
令和 7 年（2025）年 4 月 1 日から段階的に施行されます。**

●改正育児・介護休業法の主なポイント

1 子の看護休暇の見直し【義務 就業規則等の見直し】

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から施行

| 改正内容 | 施行前 | 施行後 |
|-----------------------------|--|--|
| 対象となる子の範囲の拡大 | 小学校就学の始期に達するまで | 小学校 3 年生修了まで |
| 取得事由の拡大 (③④を追加) | ①病気・けが ②予防接種・健康診断 | ①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園（入学）式、卒園式 |
| 労使協定による継続雇用期間 6 か月未満除外規定の廃止 | <除外できる労働者> ①週の所定労働日数が 2 日以下 ②継続雇用期間 6 か月未満 | <除外できる労働者> ①週の所定労働日数が 2 日以下 ※②を撤廃 |
| 名称変更 | 子の看護休暇 | 子の看護等休暇 |

※ 取得可能日数は、現行日数（1 年間に 5 日、子が 2 人以上の場合は 10 日）から変更ありません。

2 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大【義務 就業規則等の見直し】

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から施行

| 改正内容 | 施行前 | 施行後 |
|------------------|-----------------|------------------|
| 請求可能となる労働者の範囲の拡大 | 3 歳未満の子を養育する労働者 | 小学校就学前の子を養育する労働者 |

3 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

| 改正内容 | 施行前 | 施行後 |
|-----------------|-----------------|----------------|
| 公表義務の対象となる企業の拡大 | 従業員数 1000 人超の企業 | 従業員数 300 人超の企業 |

・より具体的な公表内容や算出方法はこちらをご確認ください。



4 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

| 改正内容 | 施行前 | 施行後 |
|-----------------------------|--|--|
| 労使協定による継続雇用期間 6 か月未満除外規定の廃止 | <除外できる労働者> ①週の所定労働日数が 2 日以下 ②継続雇用期間 6 か月未満 | <除外できる労働者> ①週の所定労働日数が 2 日以下 ※②を撤廃。 |

5 介護離職防止のための雇用環境整備

介護休業や介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下の

①～④いずれかの措置を講じなければなりません。

- ①介護休業・介護両立支援制度等に関する**研修の実施**
- ②介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備（**相談窓口設置**）
- ③自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の**事例の収集・提供**
- ④自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の**利用促進に関する方針の周知**

6 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

(1) 介護に直面した旨の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

介護に直面した旨の申し出をした労働者に対して、事業主は介護休業制度等の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

(2) 介護に直面する前の早い段階（40歳等）での情報提供

労働者が介護に直面する前の早い段階で、介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、事業主は介護休業制度等の事項について情報提供しなければなりません。

令和7年（2025年）4月1日から施行

●改正次世代育成支援対策推進法

令和7年4月1日から101人企業に行動計画策定時に育児休業取得率等に関する状況把握・数値目標設定が義務付けられます！

・育児休業取得状況（※1）や労働時間の状況（※2）に関する状況把握・数値目標の設定

（※1）**男性労働者の「育児休業等取得率」**又は男性労働者の「育児休業等及び育児目的休暇の取得率」

（※2）**フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数等の労働時間**

厚生労働省 HP (QRコード)

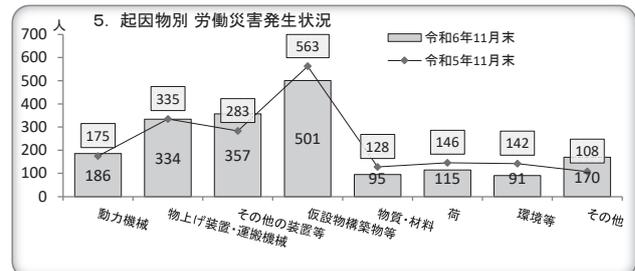
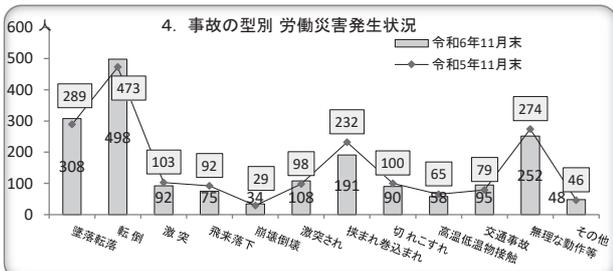
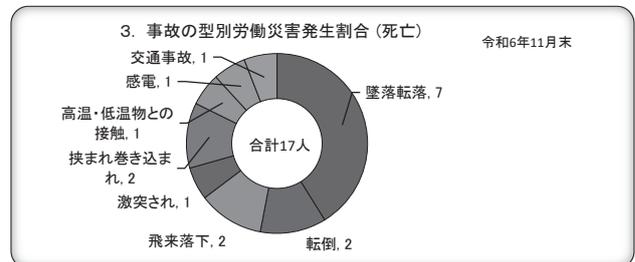
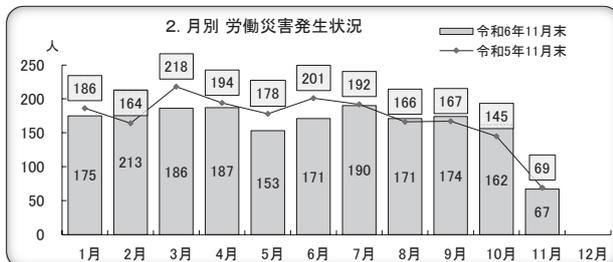
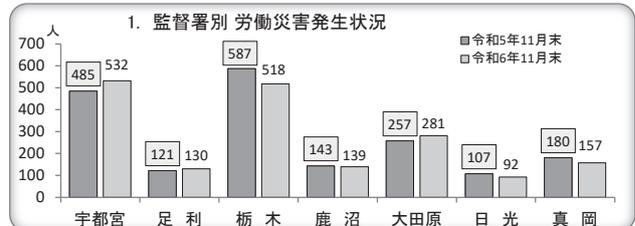


【問い合わせ先】
栃木労働局 雇用環境・均等室
(TEL 028-633-2795)

栃木労働局からのお知らせ⑤（健康安全課） 労働災害発生状況（令和6年）

（令和6年速報値 令和6年11月末現在）※新型コロナウイルス感染症を除く

| 区分 | 令和5年 | | 令和6年 | | 増減数 | 増減率(%) |
|--------------------|-------|------|-------|------|-----|--------|
| | 死傷者数 | 死亡者数 | 死傷者数 | 死亡者数 | | |
| 全産業 | 1,880 | 17 | 1,849 | 17 | -31 | -1.6 |
| 製造業 | 504 | 5 | 488 | 3 | -16 | -3.2 |
| 建設業 | 176 | 1 | 164 | 2 | -12 | -6.8 |
| 道路貨物運送業 陸上貨物取扱業 | 227 | 6 | 234 | 5 | +7 | +3.1 |
| 林業 | 19 | 0 | 17 | 1 | -2 | -10.5 |
| 第三次産業 | 880 | 5 | 883 | 6 | +3 | +0.3 |



2024年度各種技能講習等実施計画表(1月～3月) (一社)栃木県労働基準協会連合会

| 実施月日 | 講習科目等 | 会場 | 受付開始 | 締切 | |
|------|-------------|---------------------------|--------|----------|---------|
| 1 | 14(火) | 保護具着用管理責任者教育⑥ | 建設産業会館 | 11/14(木) | 1/6(月) |
| | 21(火)～22(水) | 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑦ | 〃 | 11/21(木) | 1/7(火) |
| | 23(木)～24(金) | 有機溶剤作業主任者技能講習⑧ | 〃 | 11/22(金) | 1/9(木) |
| | 27(月)～28(火) | 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑦ | 〃 | 11/26(火) | 1/14(火) |
| 2 | 3(月)～5(水) | 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑨ | 〃 | 12/3(火) | 1/20(月) |
| | 6(木)～7(金) | 安全衛生推進者等養成講習⑤(一般③) | 護国会館 | 12/6(金) | 1/23(木) |
| | 13(木)～14(金) | 安全管理者選任時研修③ | 〃 | 12/13(金) | 1/31(金) |
| | 17(月) | 化学物質管理者講習(化学物質の製造事業場以外)⑥ | 〃 | 12/17(火) | 2/3(月) |
| | 20(木)～21(金) | 乾燥設備作業主任者技能講習③ | 建設産業会館 | 12/20(金) | 2/6(木) |
| | 25(火)～26(水) | 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑧ | 〃 | 12/25(水) | 2/12(水) |
| 3 | 3(月)～5(水) | 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑩ | 〃 | 1/7(火) | 2/17(月) |
| | 13(木)～14(金) | 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑨ | 〃 | 1/14(火) | 2/28(金) |
| | 27(木)～28(金) | 有機溶剤作業主任者技能講習⑨ | 〃 | 1/27(月) | 3/13(木) |

◆申し込み方法・お電話で仮予約後に申込書提出願います。当連合会のホームページに詳細・書式がございますので最新のものをダウンロードしてご利用ください。※インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせください。

URL【<http://www.tochikiren.or.jp>】

(一社)栃木県労働基準協会連合会(平日9:00～17:00 土日祝は休業)
〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階
TEL:028-678-2771 FAX:028-678-2775 Email:info@tochikiren.or.jp

とちぎ労基連トピックス①

令和6年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」受賞者決定

—受賞おめでとうございます—

令和6年度の「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」受賞者が去る12月6日発表され、当連合会長の推薦関係者では、次の方々の受賞が決定しました。

| 御氏名 | 所属事業場 |
|---------|---------------------|
| 武田 俊則 様 | 株式会社クボタ 宇都宮工場(宇都宮市) |
| 渡邊 友和 様 | ゼブラ株式会社 野木工場(野木町) |

この制度は高い安全意識を持って適切な安全指導を実践してきた優秀な職長を顕彰することにより、その事業場や地域における安全活動の活性化を図ることを目的に、平成10年度から始まり、今回で27回目となるもので、今年度は全国で111名の方々が受賞されました。

受賞者の皆様、誠におめでとうございます。

「職長」とは、事業場で、部下の作業員等を直接指揮監督し、作業の安全確保・遂行に責任を持ち、第一線において「安全」を実現する監督者のこと。班長、作業長などとも呼ばれ、「安全のキーパーソン」と言われている。

とちぎ労基連トピックス② 中災防・中小企業無災害記録証授与制度

中小企業無災害記録が達成されました！

今年度、下記の事業場が無災害記録の認定を受けて、中小企業無災害記録証(表彰状)と副賞(表彰盾)が中央労働災害防止協会から授与されました。

無災害記録の達成おめでとうございます。達成した事業場にはこれからも無災害の継続に向けて、更に活発な安全管理活動の取り組みをお願いいたします。

| 所在地 | 事業場名 | 種別 | 期間 | 労働者数 |
|-------|---------------------|--------------|---------------------------|------|
| 那須烏山市 | リンレイテープ株式会社 栃木工場 | 第一種 (努力賞) | 令和4年3月21日 ～令和6年5月18日 | 63名 |
| 栃木市 | 落合建設工業株式会社 | 第三種 (銅賞) | 平成24年10月15日 ～令和6年8月19日 | 14名 |

地区労働基準協会情報（1月～3月）

（一社）宇都宮労働基準協会（028-633-4133）

- ① 1月17日（金） 職長能力向上教育 栃木県護国会館
- ② 1月24日（金） 労務管理講習会 宇都宮市文化会館
- ③ 1月28日（火） 保護具着用管理責任者教育 宇都宮市文化会館
- ④ 2月18日（火） 自由研削といし特別教育 栃木県護国会館
- ⑤ 3月6日（木） ～7日（金） 第4回職長教育 栃木県護国会館
- ⑥ 3月11日（火） 化学物質管理者講習 宇都宮市文化会館
- ⑦ 3月21日（金） 第4回理事会、第3回総務部会 宇都宮市文化会館

（一社）栃木労働基準協会（0282-24-7758）

- ① 1月17日（金） 令和6年度労務管理セミナー 小山グランドホテル
- ② 1月23日（木） 動力プレスの金型の調整等特別教育 栃木商工会議所
- ③ 2月4日（火）～5日（水） 職長教育（製造業向） 栃木商工会議所
- ④ 3月予定 栃木労基署管内労働災害防止団体等連絡会議 詳細未定

（一社）鹿沼労働基準協会（0289-62-8633）

- ① 1月24日（金） 労務管理講習会 日晃そば
- ② 2月6日（木） 労務管理委員会 日晃そば
- ③ 2月13日（木） 産業安全部会 未定
- ④ 2月20日（木） 労働衛生部会 未定
- ⑤ 3月14日（金） 総務部会 未定
- ⑥ 3月21日（金） 理事会 未定

日光労働基準協会（0288-21-2047）

- ① 1月24日（金） 化学物質管理者講習 日光公民館
- ② 1月28日（火） フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育 大沢公民館
- ③ 2月13日（木）～14日（金） 職長教育 中央公民館
- ④ 2月19日（水） 日光地区THP推進協議会運動指導会 大沢公民館
- ⑤ 2月26日（水） 労務管理部会及び労務管理講習会 大沢公民館
- ⑥ 3月4日（火） 玉掛け業務従事者及びクレーン運転士安全衛生教育 大沢公民館
- ⑦ 3月17日（月） 保護具着用管理責任者教育 大沢公民館（予定）
- ⑧ 3月19日（水） 専門部合同会議 大沢公民館（予定）

（一社）足利労働基準協会（0284-73-6660）

- ① 1月28日（火） 労務管理セミナー・新春会員懇親会 ニューミヤコホテル
- ② 1月30日（木） 騒音障害防止管理者講習 地場産業振興センター
- ③ 2月1日（土）～2日（日） 動力プレス特別教育 赤石工業（株）
- ④ 2月6日（木） 一化学物質管理強調月間事業一 有機溶剤作業主任者能力向上教育 地場産業振興センター
- ⑤ 2月14日（金） 一化学物質管理強調月間事業一 化学物質管理セミナー 地場産業振興センター
- ⑥ 2月25日（月）～26日（火） 職長教育 地場産業振興センター
- ⑦ 3月9日（日） クレーン特別教育 オグラ金属（株）
- ⑧ 3月18日（火） 第4回理事会 地場産業振興センター

（一社）佐野労働基準協会（0283-24-6470）

- ① 1月23日（木） 新春労務講演会・新春労務懇談会 ホテルサンルート佐野
- ② 2月6日（木） 粉じん作業特別教育 佐野市勤労者会館
- ③ 3月6日（木） 正副会長会議 会場未定
- ④ 3月12日（水） 第4回理事会 会場未定
- ⑤ 3月（予定） 栃木労基署管内労働災害防止団体等連絡会議 会場未定

（一社）塩那労働基準協会（0287-22-7100）

- ① 1月7日（火） 北栃木新春名刺交換会 勝田屋記念会館
- ② 1月10日（金） 第4回理事会 いとう
- ③ 1月15日（水）～16日（木） 第3回職長教育 県北体育館
- ④ 2月5日（水）～6日（木） 第4回職長教育 県北体育館
- ⑤ 2月14日（金） 総務部・産業安全部・労働衛生部 合同部会 会場未定
- ⑥ 3月12日（水） 第5回理事会 トコトコ大田原

（一社）真岡労働基準協会（0285-82-5185）

- ① 1月20日（月） 労務管理セミナー 真岡市公民館
- ② 1月27日（月）～28日（火） 職長教育 真岡市公民館
- ③ 2月20日（木） 化学物質管理説明会 真岡市公民館
- ④ 2月27日（木） 粉じん作業特別教育 真岡市公民館
- ⑤ 3月予定 第3回理事会 会場未定

栃木労働局からのお知らせ⑥（労働保険徴収室）

労働保険料は口座振替が便利です！

令和7年度 労働保険料・一般拠出金の口座振替の申込は
全期・第1期分 令和7年2月25日（火）までに！

第2期分 令和7年8月14日（木）までに！

第3期分 令和7年10月14日（火）までに！

口座振替による納付の主なメリット

- 1 保険料納付のために金融機関に行く手間や待ち時間が解消されます。
- 2 納付忘れや遅れがなくなり、延滞金を課せられる心配がありません。
- 3 保険料引き落としに最大約2か月ゆとりができます。
- 4 手数料はかかりません。

【口座振替納付日・各期の申込締切日】

| 納期 | 全期・第1期 | 第2期※ | 第3期※ |
|---------------|-----------|------------|------------|
| 法定納期限（口座振替なし） | 令和7年7月10日 | 令和7年10月31日 | 令和8年2月2日 |
| 口座振替納付日 | 令和7年9月8日 | 令和7年11月14日 | 令和8年2月16日 |
| 金融機関への申込締切 | 令和7年2月25日 | 令和7年8月14日 | 令和7年10月14日 |

※：第2期、第3期については、労働保険料の延納が認められた場合に対象となる口座振替日です。

【お問合わせ先】 栃木労働局労働保険徴収室 ☎ 028-634-9113



受験申請はオンラインで!

安全衛生免許・資格試験申請システムがアシストします!



労働安全衛生法に基づく免許試験

- 特級ボイラー技士
- 一級ボイラー技士
- 二級ボイラー技士
- 特別ボイラー溶接士
- 普通ボイラー溶接士
- ボイラー整備士
- クレーン・デリック運転士
- 移動式クレーン運転士
- 揚貨装置運転士
- 発破技士
- ガス溶接作業主任者
- 林業架線作業主任者
- 第一種衛生管理者
- 第二種衛生管理者
- 高圧室内作業主任者
- エックス線作業主任者
- ガンマ線透過写真撮影作業主任者
- 潜水士

メリット①

受験申請書の取り寄せ不要

メリット②

コンビニ払いやクレジットカードで支払い可能

メリット③

申請の振込手数料不要

メリット④

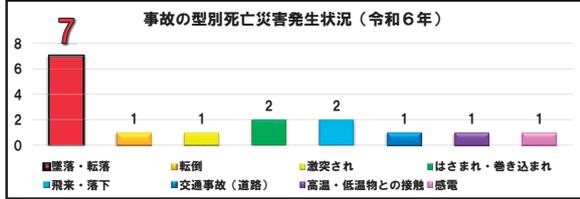
顔写真はアップロードでOK

メリット⑤

マイページで領収書をダウンロード

墜落・転落による死亡災害が多発しています！！

栃木県内の令和6年11月27日時点の労働災害による死亡者数は、16人となります
特に、9月から11月までの約3か月という短期間に9人の死亡災害が発生しています



墜落・転落による死亡災害が最も多く、対策が必要です

～墜落・転落による死亡災害事例～



| 発生月 | 業種 | 年代 | 概要 |
|-----|-----------|----|--|
| 2月 | その他の建築工事業 | 60 | 踏み抜き防止措置を講じぬままスレート屋根の補強屋根葺きをしていたところ、当該スレート屋根を踏み抜き、死亡したものの。 |



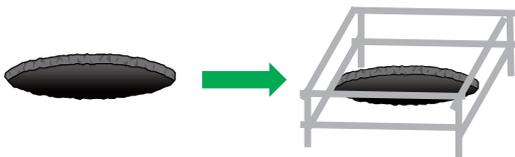
| 発生月 | 業種 | 年代 | 概要 |
|-----|----------|----|---|
| 3月 | 産業廃棄物処理業 | 50 | 業原等を微生物分解するための浄化槽において、マンホールを開けて水位を確認しようとしたところ、槽内に墜落し、死亡したものの。 |



| 発生月 | 業種 | 年代 | 概要 |
|-----|---------|----|---|
| 5月 | クリーニング業 | 30 | 吹き抜けとなっている2階部に設置された作業床を用いて復旧対応中、作業床から落下し、床面に頭部を強打して死亡したものの。 |

墜落・転落にはこんな対策が必要です！！

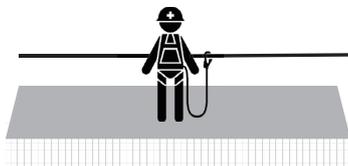
作業床、手すり、囲いを設ける！！



脚立の天板は使用しない！！一人作業はしない！！



作業床、手すり、囲いが設けられなければ
墜落制止器具の使用と歩み板・防網の設置！！



| 発生月 | 業種 | 年代 | 概要 |
|-----|------------|----|---|
| 7月 | 一般貨物自動車運送業 | 70 | ダンブ横で脚立に乗り、荷台に向けて放水していたところ、バランスを崩して脚立から転落し、頭部を強打して死亡したものの |



| 発生月 | 業種 | 年代 | 概要 |
|-----|-------------|----|--|
| 9月 | その他の製造業-その他 | 60 | 肥料の原料となるピートモスをミキサーに投入する作業を行っていたところ、開口部から転落し、スクリーンに巻き込まれ死亡したものの |

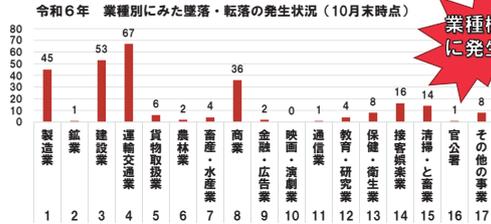
| 発生月 | 業種 | 年代 | 概要 |
|-----|-----------|----|---|
| 10月 | その他の建築工事業 | 20 | 雑居ビル屋上に設置された階段室の屋根上に防水シート施工を行っていたところ、端部から地面に墜落して死亡したものの |



| 発生月 | 業種 | 年代 | 概要 |
|-----|------------|----|--|
| 11月 | その他の清掃・と畜業 | 70 | 排水処理施設の清掃作業中、調整槽上部に設けられた開口部から槽内部に墜落して死亡したものの |



～死傷者数でみた墜落・転落の発生状況～



業種横断的に発生！！

死亡災害はあってはならないものです

以下の取組をお願いします

経営トップによる安全衛生活動の総点検

安全パトロール、4S活動、危険予知活動、危険の見える化、ヒヤリ・ハット対策、リスクアセスメントなどを行う

作業安全マニュアルの整備・見直し

機械の点検や不具合の解消等の非常作業に係る安全作業マニュアルがヒューマンエラーに有効なものか見直し、なければ新たに整備する

交通事故防止対策の徹底

スタッドレスタイヤへの早期の履き替え、余裕をもった出発の心掛け、適正な車間距離の確保などを行う